

# FT トクちゃん新聞

Vol.193

4月号

3回目のテニス肘  
結構イタイです。



令和6年4月17日発行

株式会社繁盛会計  
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

## ◆ 関西万博とカジノ

徳野



4月13日で関西万博開催までちょうど1年となったそうです。記念イベントが開催されたり新幹線もラッピングしたりで盛り上げようとしている様子ですね。テレビ番組で万博に否定的な意見を言ったコメンテーターに吉村知事が「出禁」発言をしたとか。マスコミからその発言を批判されて「自分に出禁にする権限があったら問題だが権限がないことなので問題ない」というようなコメント。これを受けて、権限がなければ何を言ってもいいのかとまた炎上。賢い人のはずなのに…



「おごれる者も久しからず ただ春の夜の夢のごとし」ということでしょうか。お金いっぱい使って、夢で終わられると困りますよね。パーティー券の問題で支持率が低空飛行を続け、党内処分について不満噴出で自民が大揺れ。次の選挙はどうなるかと興味を持っておりますが、大阪地区での維新の人気にも陰りがみえるキッカケとなるような…。さらにその後のカジノにも、いっぺい君の賭博のニュースが少なからず影響しそうな気がいたします。

それにしてもすごい金額でしたね。24億って。会計士はおらんの？何してたん？「任せるにもルールは必要。ルールはスタッフも守ることになります」とお伝えさせていただきたい。大谷君からの会計顧問へのオファーお待ちしております。ええ仕事しまっせ！

## ◆ 交際費等とされない飲食費の上限額が引き上げられました。

北岡



令和6年度税制改正で、交際費等の範囲から除外される取引先等との飲食費の金額基準が2024年4月1日以後に支出するものから「1人当たり1万円以下（現行：5,000円以下）」に引き上げられました。

消費税税抜経理を採用されている場合は消費税税抜の価格で  
消費税税込経理の場合は消費税税込の価格でそれぞれ判定いたします。

「1人当たり1万円以下（現行：5,000円以下）」であれば会議費等での計上となります。

また、インボイス発行事業者ではない飲食店などで飲食等をした場合その支払金額に消費税はないものとされますが、令和5年10月1日から3年間は仕入税額相当額の80%を控除できる経過措置が設けられているため、控除できない部分の仕入税額相当額の20%を本体価格に含めることから、消費税税抜経理の場合、領収書の表示金額で1人当たり税抜9,803円（税込10,784円）以下であれば交際費計上しなくていいこととなります。

現在5,000円を基準にした社内規定のある企業では、社内規定の見直しもお考え下さい。



## ◆ 査察って？

細川



先日著名な漫画の作画担当が脱税をしたとして告発・起訴されたとの報道がありました。エンタメ業界は業績の波が激しく、急激に収入が増えることも多いためか、度々脱税事件が起きています。

このような、告発を前提とした脱税事案を担当するのは「査察官（通称マルサ）」です。

査察は国税局内に部署があり、最も人数が多い部門といわれています。また、査察官が担当する事案は「**税務調査**」とは言わず「**犯則調査**」と言われ、調査期間も半年以上に渡るなど長期化します。

意外に思われるかもしれませんが、**査察が犯則調査に着手しようとする事案は、所轄税務署に対しても明かされません**。税務署が先に調査に着手してしまい、着手後に査察に引き継がれるような場合もあります。報道機関に対しても情報を秘匿するため、告発まで報道されないことが非常に多いです。

私は査察部門にいたことはありませんので、査察について知っていることはあまりありませんが、一度だけ査察部の情報収集を担当する部署にいた方と銀行調査に行ったことがあります。何十億、何百億の不正所得の情報収集をしていた査察官の目を欺くことは非常に困難なのだ実感しました。



## ◆ 税務スケジュール(5月)



5月10日(金)

・4月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

5月31日(金)

・4月分 社会保険料の納付

・3月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税

・9月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税

・6月・9月・12月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

・自動車税・軽自動車税の納付

### ■ 労働保険の年度更新

5月末日頃に「労働保険料申告書」が届きます。  
申告・納付期間は6月3日(月)から7月10日(水)です。  
期間内のお手続き・納付をお願いいたします。

### ■ 住民税 特別徴収税額の通知

5月中旬頃に「特別徴収税額の決定・変更通知書」が届きます。  
令和6年度は、7月分より徴収開始となります。  
(定額減税が実施される為、6月分の徴収はありません。)

小鐵



## ◆ 捨てないで！クレジットカード利用時の領収書

ビジネスにはもはや必須とも言えるクレジットカード。

経理処理の際、毎月送付される「**カード利用明細書**」をもとに記帳を進めていくケースも多いと思います。

記帳の段階では、そのやり方で特段問題ありません。

が、最終的に会社へ保管しておくべき資料としては

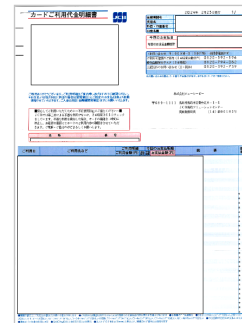
「**カード利用明細書**」に加えて、「**カード利用時の領収書**」の原本も必要になります。

その理由は、「**カード利用明細書**」という書類は

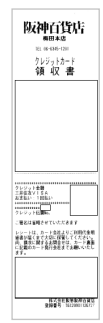
カード会社側が毎月の利用状況を一覧にして利用者へ交付するものであって、取引の当事者が発行した正式な領収書としては認められないためです。

実際に、税務調査で指摘された例もありました。

カード利用時 及び 経理処理の際、ご注意ください。



カード利用明細書(例)



領収書(例)

大熊



## ◆ 令和6年5月以降の税務署からの納付書の発行について

稲葉



国税庁は、キャッシュレス納付の利用拡大の取り組みを行うことにより、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しています。その一環として、社会全体の効率化と行政コストの抑制の観点から**令和6年5月以降に税務署から送付する分**から**e-Taxにより申告書を提出している法人**の方などについて、納付書の事前の送付を取りやめることを発表しています。

事前送付を行わないこととなる方として、

○ e-Taxにより申告書を提出されている法人の方 **※弊社ではe-Taxにより申告書を提出しています。**

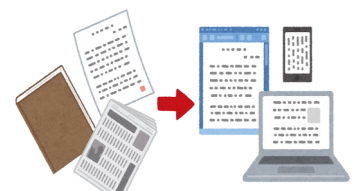
○ e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方

○ e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方

○ 「**納付書**」を使用しない**次の手段により納付**されている法人・個人の方

・ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替) ・振替納税・インターネットバンキング等による納付

・クレジットカード納付・スマホアプリ納付 ・コンビニ納付(QRコード) です。



都道府県や市町村からの納付書は今まで通り送付されますので、ご注意ください。

## ◆ スタッフより

廣島



弊社では、繁忙期を除く月1回のペースでコミュニケーションの勉強会を行っています。

最近では、性格診断を基に、タイプ別の特性を学んでいます。グループ別のディスカッションを通して、別グループとの思考の違いに驚いたり、同じグループであっても他の特性による違いがでたりと面白いです。

互いの理解を深めることで、尊重し合ったり、より長所が伸ばせる風土の事務所になっていくと良いなと思っています。



## ◆ クイズ

今月は、2024年に実施される定額減税からのクイズです。○か×でお答えください。

伊藤



- ① 扶養している子が長期留学中(1年以上)であるが、定額減税の対象となる。
- ② 所得が1,805万円を超えるのは明らかなので、6月の給与から始まる月次減税の対象ではない。
- ③ 事務処理が大変なので、6月の給与から始まる月次減税はせず、年末調整で精算する予定だ。

今回の定額減税は事務作業としてはかなり煩雑です。疑問点があれば早めにご確認くださいね。

答え ①× ②× ③×